

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】	7
○ 北九州市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例【保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課】	8
○ 北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部保険年金課】	9
○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部保育課】	11
○ 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】	12
○ 北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例【消防局警防部消防団課】	14
○ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校教育部指導企画課】	16
○ 北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部保険年金課】	18
◇ 規 則	
○ 北九州市会計規則の一部を改正する規則【会計室】	19
○ 北九州市会計関係帳票規則【会計室】	20
○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども総合センター】	52
○ 北九州市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則【建築都市局計画部開発指導課】	53
○ 北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	56
○ 北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	57

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例

北九州市立若松市民会館に楽器庫を新設することに伴い、次のとおり使用料を設定することにしました。

楽器庫 1	1 月	9, 7 0 0 円
楽器庫 2	1 月	8, 8 0 0 円
楽器庫 3・4	1 月	7, 1 0 0 円

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することにしました。

### ◇北九州市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数は、1, 5 9 3 人とすることにしました。

この条例は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行することにしました。

### ◇北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る保険料の被保険者均等割額について、当該被保険者均等割額に 1 0 分の 5 を乗じて得た額を減額することにしました。

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することにしました。

### ◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立畑保育所及び北九州市立少年支援センターを廃止することにしました。

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することにしました。

## ◇北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の長の資格に係る基準のうち、児童福祉司及び社会福祉主事となる資格を有する者に関するものについて、相談援助業務に従事した期間を勘案することにした。
- 2 児童福祉施設及びその職員が書面で行うことが規定され、又は想定される記録等について、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることにしました。

この条例は、1については令和4年4月1日から、2については令和4年3月31日から施行することにした。

## ◇北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の 一部を改正する条例

- 1 消防団員が災害、警戒、訓練等のための出動をしたときは、出動報酬を支給することにした。
- 2 消防団員が出動のため旅行をするときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給することにした。
- 3 消防団員が出動のためその者の住居等と消防団施設との間の往復をするときは、その往復について、費用弁償としてその往復に要する費用を支給することにした。

この条例は、令和4年4月1日から施行することにした。

#### ◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

教育支援センターを次のとおり新設することにしました。

名称	位置
北九州市立金田教育支援センター	北九州市小倉北区田町14番24号
北九州市立若園教育支援センター	北九州市小倉南区若園五丁目1番5号
北九州市立相生教育支援センター	北九州市八幡西区相生町20番1号
北九州市立黒崎教育支援センター	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

この条例は、令和4年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 保険料の基礎賦課限度額を、63万円から65万円に改めることにしました。
- 2 保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を、19万円から20万円に改めることにしました。

この条例は、令和4年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市会計規則の一部を改正する規則

行政手続の簡素化を推進し、市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、請求書兼領収書等への債権者の領収印の押印を、一定の場合に不要とすることにしました。

この規則は、令和4年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市会計関係帳票規則

会計事務の見直しに伴い、市の会計事務に関する帳票について定めるため、北九州市会計関係帳票規則の全部を改正することにしました。

この規則は、令和4年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、北九州市立少年支援センターに関する規定を削除することにしました。

この規則は、令和4年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成等規制法施行規則の一部改正に伴い、畜舎建築利用計画が宅地造成等規制法の規定に適合していることの証明書の交付申請の手続を定めることにしました。

この規則は、令和4年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則

今永博副市長の退任及び西田幸生副市長の選任に伴い、次のとおり副市長の事務分担及び市長の職務を代理する順序を改めることにしました。

(1) 副市長の事務分担は、次のとおりです。

ア 梅本和秀副市長

デジタル市役所推進室、企画調整局、総務局、市民文化スポーツ局、環境局、産業経済局及び公営競技局に属する事務

イ 鈴木 清副市長

(ア) 会計室、危機管理室、秘書室、広報室、財政局、保健福祉局、子ども家庭局、消防局及び交通局に属する事務

(イ) 地方自治法第180条の2の規定に基づき、他の執行機関の職員に補助執行させている職務

ウ 西田幸生副市長

(ア) 技術監理局、建設局、建築都市局、港湾空港局及び上下水道局に属する事務

(イ) 公共施設マネジメントに関する事務

(2) 市長の職務を代理する順序は、次のとおりです。

第一順位 梅本和秀副市長

第二順位 鈴木 清副市長

第三順位 西田幸生副市長

#### ◇北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則

令和4年度の組織改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 地方創生及びSDGsの取組みを推進していくため、企画調整局内の組織を再編し、地方創生SDGs推進部を新設することにしました。
- 2 令和5年春に開催予定の全国「みどりの愛護」のつどいを円滑に実施するため、建設局にみどりの愛護のつどい推進室を新設することにしました。  
この規則は、令和4年4月1日から施行することにしました。

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 3 号

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例

北九州市芸術文化施設条例（平成 1 5 年北九州市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の市民会館の楽器庫使用料の項中

	楽器庫 2	1 月	1 2 , 0 0 0 円	を
	楽器庫 2	1 月	1 2 , 0 0 0 円	に
若松市民会館	楽器庫 1	1 月	9 , 7 0 0 円	
	楽器庫 2	1 月	8 , 8 0 0 円	
	楽器庫 3 ・ 4	1 月	7 , 1 0 0 円	

改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第4号

北九州市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

北九州市民生委員の定数を定める条例（平成26年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,591人」を「1,593人」に改める。

付 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

## 北九州市条例第5号

### 北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第10条の3各号列記以外の部分中「第20条」の次に「又は第20条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第14条の2各号列記以外の部分中「第20条」の次に「又は第20条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第14条の11第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第20条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条第1項中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

第20条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第20条の3 市長は、当該年度において世帯主の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合においては、当該世帯主に対して課する当該年度分の被保険者均等割額（未就学児につき第12条の3、第14条第1項第2号、第14条の7又は第14条の10第1項第2号の規定により算定した被保険者均等割額（第20条の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次項において同じ。）を減額する。

2 前項の規定により減額する額は、当該年度分の当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第20条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第6号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の保育所の項中

「

〃 畑〃	〃 若松区大谷 町3番1号
〃 若松コスモス〃	〃 〃 浜町 二丁目10番13号

を

」

「

〃 若松コスモス〃	〃 若松区浜町 二丁目10番13号
--------------	----------------------

に

」

改め、同表の少年支援センターの項を削る。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

## 北九州市条例第7号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第64号）の一部を次のように改正する。

目次中「第71条」の次に「・第72条」を加える。

第29条第2項中「家庭支援専門相談員は、精神保健福祉士の資格を有する者」を「前項の家庭支援専門相談員は」に改め、同条第4項中「心理療法担当職員」を「前項の心理療法担当職員」に、「第1条に規定する」を「第1条の」に改め、「第61条第7号」の次に「並びに付則第4項」を加え、「第108条第2項に規定する大学」を「第108条第3項の短期大学」に改め、「において同じ。）」の次に「若しくは大学院（同法第97条の大学院をいう。以下同じ。）」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改め、同条第5項及び第6項本文中「看護師」を「第1項の看護師」に改める。

第31条第1項第4号ア中「法第12条の3第2項第4号に規定する」及び「（以下「児童福祉司」という。）」を削り、「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「に規定する社会福祉主事（以下）」を「の社会福祉主事（第39条第1項第4号イ及び第60条第1項第4号イにおいて）」に、「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第38条第3項中「心理療法担当職員」を「前項の心理療法担当職員」に改め、「大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改め、同条第5項中「母子支援員」を「第1項の母子支援員」に改め、同条第6項中「少年を指導する職員」を「第1項の少年を指導する職員」に改める。

第39条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第55条第2項第6号イ中「による」を「により」に改め、「（同法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）」を削る。

第59条第2項中「家庭支援専門相談員は、精神保健福祉士の資格を有する

者」を「前項の家庭支援専門相談員」に改め、同条第4項中「大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改め、同条第6項本文中「児童指導員」を「第1項の児童指導員」に改め、同条第7項本文中「看護師」を「第1項の看護師」に改める。

第60条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第71条を第72条とし、第9章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第71条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第29条第4項の改正規定、第31条第1項第4号アの改正規定(「法第12条の3第2項第4号に規定する」及び「(以下「児童福祉司」という。)」を削る部分に限る。)、第38条第3項、第55条第2項第6号イ及び第59条第4項の改正規定並びに第71条を第72条とし、第9章中同条の前に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設(以下「乳児院等」という。)の長である者は、改正後の北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する乳児院等の長である者とみなす。

北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

#### 北九州市条例第8号

北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例（昭和40年北九州市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（報酬の区分）

第6条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第6条の次に次の3条を加える。

（年額報酬の額）

第6条の2 年額報酬の額は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、消防団員がその年度の最初の月以外の月にその職に就いたとき、又はその年度の最終の月以外の月にその職を離れたとき（当該消防団員が当該月に再び当該職に就いたときを除く。）は、別表第2及び別表第3に規定する年額報酬の額を月割りすることによって得た額を当該消防団員の年額報酬の額とする。

3 消防団員がその年度の最初の月以外の月に昇任又は降任により階級に異動を生じたときは、当該消防団員が当該月の前月に当該異動前の職を離れ、及び当該月に当該異動後の職に就いたものとみなして、前項の規定を適用する。

（出動報酬の額）

第6条の3 出動報酬の額は、別表第4のとおりとする。

（報酬の支給）

第6条の4 年額報酬は、その4分の1の額を7月、10月、翌年の1月及び翌年の4月の各月の末日までに支給する。

2 出動報酬は、その月の出動に係る額を当該月の翌月の末日までに支給する。

第7条を次のように改める。

（費用弁償）

第7条 消防団員が災害（水火災、地震等の災害をいう。以下同じ。）、警戒、訓練等の出動のため旅行をするときは、当該旅行について、費用弁償とし

て旅費を支給する。

- 2 消防団員が災害、警戒、訓練等の出動のためその者の住居（当該者が消防団の区域内に居住しない者である場合は、勤務する場所）と消防団施設との間の往復をするときは、当該往復について、費用弁償として当該往復に要する費用を支給する。
- 3 前2項の規定により支給する費用の額は、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和38年北九州市条例第73号）第1条に規定する第1号会計年度任用職員の例により市長が定める。
- 4 第1項の規定により支給する旅費及び第2項の規定により支給する費用は、その月の旅行及び往復に係る額を当該月の翌月の末日までに支給する。

第11条ただし書中「水火災その他の」を削り、「、消防団長」を「消防団長」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第6条の3関係）

区分	報酬額	備考
災害のための出動	出動した1日につき7時間45分ごとに8,000円	1 災害のための出動は、災害現場等で指揮責任者からの指示により消火活動、救急活動、救助活動、水防活動、避難所運営活動その他これらに準ずる活動に従事するための出動に限る。 2 出動が翌日以後にわたる場合の当該翌日以後の時間は、当該出動を開始した日の時間とみなす。
警戒、訓練等のための出動	出動した1日につき7時間45分ごとに5,000円	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の第6条、第6条の3、第6条の4第2項、第7条及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に開始する出動について適用し、同日前に開始した出動については、なお従前の例による。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第9号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「児童文化施設」の次に「、教育支援センター」を加える。

第7条に次の1号を加える。

（9） 教育支援センター

別表第2中

		〃 小倉北区 も文化会館	〃 小倉北区 下到津四丁目3番 2号	を
--	--	-----------------	--------------------------	---

		〃 小倉北区 も文化会館	〃 小倉北区 下到津四丁目3番 2号	に
教育支援センター	不登校又は不登校のおそれがある児童生徒に対する教育の場の提供、教育相談等を行うことにより、その社会的な自立を図る。	北九州市立金田教育支援センター	北九州市小倉北区田町14番24号一	
		〃 若園	〃 小倉南区 若園五丁目1番5号	
		〃 相生	〃 八幡西区 相生町20番1号	
		〃 黒崎	〃 〃 黒崎三丁目15番3号	

改める。

付 則  
(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和3年北九州市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に1号を加える改正規定中「第8号を」を「第9号を第10号とし、第8号を」に改める。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第10号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第13条中「63万円」を「65万円」に改める。

第14条の9中「19万円」を「20万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第13条及び第14条の9の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

北九州市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第16号

北九州市会計規則の一部を改正する規則

北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項前段中「に規定する」を「の規定による」に、「発令」を「発令」に、「事務引継書により双方署名押印の上、局区長」を「双方が署名した事務引継書により局区長」に改め、同項後段中「局区長」を「局区長」に、「に規定する出納職員証」を「の出納職員証」に改める。

第50条第3項中「において」を削り、「押印させ、やむを得ない理由があるときに限り、債権者の指印をもってこれに代えることができる」を「押印させなければならない」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、会計管理者が別に定める基準により押印が必要でないとするときは、債権者の領収印の押印を省略することができる。

第57条第4項中「第50条第4項」を「第50条第5項」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市会計関係帳票規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 1 7 号

北九州市会計関係帳票規則

北九州市会計関係帳票規則（昭和 5 0 年北九州市規則第 1 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 9 9 条第 1 項の市の会計事務に関する帳票（以下「帳票」という。）については、この規則の定めるところによる。

（帳票の種類及び様式）

第 2 条 帳票の種類及び様式は、別表のとおりとする。

（委任）

第 3 条 この規則に定めるもののほか、帳票に関し必要な事項は、会計室長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市会計関係帳票規則の規定は、令和 4 年度の予算執行に係る帳票について適用し、令和 3 年度までの予算執行に係る帳票については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の北九州市会計関係帳票規則の規定による帳票は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（北九州市旅費条例施行規則の一部改正）

4 北九州市旅費条例施行規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 1 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 項中「北九州市会計関係帳票規則（昭和 5 0 年北九州市規則第 1 5 号）に定めるところによる」を「会計室長が別に定める」に改める。

（北九州市会計規則の一部改正）

5 北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 9 条第 1 項中「北九州市会計関係帳票規則（昭和 5 0 年北九州市規則第 1 5 号）」を「北九州市会計関係帳票規則（令和 4 年北九州市規則第 1 7

号)」に改める。

(北九州市土地区画整理事業清算金取扱規則の一部改正)

- 6 北九州市土地区画整理事業清算金取扱規則(昭和42年北九州市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第11条中「北九州市会計関係帳票規則(昭和50年北九州市規則第15号)」を「北九州市会計関係帳票規則(令和4年北九州市規則第17号)」に改める。

別表（第2条関係）

種類	様式
不渡り証券還付通知書	第1号様式
不渡り証券受渡簿	第2号様式
納入通知書	第3号様式
納付書（払込書）	第4号様式
納付書（払込書）（金額手書き用）	第5号様式
納付書（払込書）兼領収済通知書	第6号様式
北九州市出納職員総括払込書	第7号様式
現金領収帳	第8号様式
還付通知書	第9号様式
請求書兼領収書（物品、食糧費、賃借料用）	第10号様式
請求書内訳	第11号様式
請求書兼領収書（用品用）	第12号様式
内訳書	第13号様式
請求書兼領収書（委託、工事、補助金等雑用）	第14号様式
概算払精算書	第15号様式
領収書（物件費用）	第16号様式
領収書（人件費用）	第17号様式
戻入書	第18号様式
改印届	第19号様式
歳計外現金預入書兼払出領収書	第20号様式
歳計外現金預入領収書	第21号様式
歳計外現金払込書兼預入通知書	第22号様式
歳計外現金払戻通知書	第23号様式
有価証券預り書	第24号様式
有価証券受領書	第25号様式
有価証券預入書兼払出受領書	第26号様式
有価証券受領書	第27号様式
出納職員証	第28号様式
隔地払通知書	第29号様式
領収書（金銭登録機用）	第30号様式

第 1 号様式

様  北九州市会計管理者  不渡り証券還付通知書	北九会 第 年 月 日 号  <div style="border: 1px dashed black; width: 50px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>																																								
下記の証券は不渡りとなったので、お返しします。 つきましては、当該証券による納付の際にお渡しした領収書及び印鑑を御持参の上、北九州市会計室へお越しく下さい。																																									
記																																									
証券の内容	1 証券の種類	2 証券の記号、番号																																							
	3 振出年月日	4 額面金額 ￥																																							
	5 支払人	6 振出人																																							
	7 裏書人	8 不渡り(支払拒絶)の理由																																							
納付書の内容	1 収入金の種類 年度 期 分 月	2 収入番号																																							
	3 納付場所 銀行 本店 信用金庫	4 納期限 年 月 日																																							
	5 収入金額(円)	6 納付年月日 年 月 日																																							
		7 納人 住所																																							
		氏名																																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">基本収入額</td> <td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td>滞納処分費</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>	基本収入額										延滞金										滞納処分費										合計									
基本収入額																																									
延滞金																																									
滞納処分費																																									
合計																																									

(日本産業規格 A 4)

第 2 号様式

不 渡 り 証 券 受 渡 簿

証 券 の 内 容 及 び 受 渡	1 証券の種類	2 証券の記号、番号
	3 振出年月日	4 額面金額 円
	5 振出人	
	上記の証券が不渡りとなったため、本日受領しました。	
	年 月 日 住 所 氏 名	

事	納 入 年 月 日	年 月 日
	収 入 年 月 日	年 月 日
実	不 渡 り 確 定 年 月 日	年 月 日
	会 計 室 受 領 年 月 日	年 月 日
過	納付者への通知年月日 (手渡し・配達証明)	年 月 日 (別添)
	納付者への返却年月日	年 月 日

(日本産業規格 A 4)

第3号様式

### 納入通知書

様

年度

業務	市区	納付番号	会計	款	項	目	位

年 月 日までに下記の金額を納めてください。

納入金額	円	備考:
------	---	-----

担当課:

年 月 日

北九州市長

---

**公** 領収済通知書

下記のとおり収納したので通知します。

加入名	北九州市会計管理者	口座番号	01720-3-960436	納入金額	円
業務	市区	会計	款	項	目
種式コード	12	納付番号	納期限		年 月 日

納付者氏名	様
主管課:	

領収日付印

北九州市役所  
〒812-8501 福岡県北九州市小倉北区  
〒812-8501 北九州市役所

ATMでのお取り扱いはできません

**公** 原符

口座番号	01720-3-960436
加入者名	北九州市会計管理者

納付番号	業務	会計
納入金額	円	
納期限	年 月 日	

主管課:

領収日付印

領収日付印

金融機関/収納店控

**公** 領収書

納付番号	納入金額
	円

上記のとおり領収しました。  
主管課

この領収書は大切に保管してください。

領収日付印

領収日付印

取入印紙不要 納付者保管

12.5 センチメートル

5.534 センチメートル

2.966 センチメートル

11.43 センチメートル

25

第 4 号様式

納付書 (払込書)

様

年度

業務	市区	納付番号	会計	款	項	目	節

下記のとおり納付(払込)します。

納入金額	円	備考:
------	---	-----

担当課:

---

(公) 領収済通知書

下記のとおり取納したので通知します。

加入者名	北九州市会計管理者	口座番号	01720-3-960436	納入金額	円
業務	市区	会計	款	項	目
様式コード	12	納付番号			

納付者氏名	様
主管課:	

領収日付印	
北九州市保管 取りまとめ局 (電話番号093-8794) かつらぎ駅前 税務局を併設センター。	

ATMでのお取り扱いできません

(公) 原符

口座番号	01720-3-960436
加入者名	北九州市会計管理者

様

納付番号	
業務	会計
納入金額	円

主管課:

領収日付印

領収日付印

金融機関/収納店控

(公) 領収書

加入者名 北九州市会計管理者 口座番号 01720-3-960436	
納付番号	
納入金額	円
上記のとおり領収しました。 主管課	
この領収書は大切に保管してください。	

取入印紙不要 納付者保管

12.5センチメートル

5.534センチメートル

2.966  
センチメートル

 11.43センチメートル  
11.43センチメートル

第 5 号様式

納付書（払込書）

様

年度

業務	市区	納付番号	会計	款	項	目	節

下記のとおり納付(払込)します。

納入金額	円	備考:
------	---	-----

担当課:

公 領収済通知書

下記のとおりに納付したことを通知します。

加入者名	北九州市会計管理者	口座番号	01720-3-960436
業務	市区	会計	款
様式コード	61	納付番号	

手書き文字の基本
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

納入金額	円

※マーク不要

領収日付印

北九州山医管  
(〒805-0854) 907-0001 山医管センター

※ありとあり

公 原符

口座番号	01720-3-960436
加入者名	北九州市会計管理者

納付番号	会計

納入金額	円

※マーク不要

領収日付印

公 領収書

納入金額

円

上記のとおり領収しました。  
主管課

この領収書は大切に保管してください。

ATMでのお取り扱いできません

金融機関/収納店控 取入印紙不要 納付者保管

12.5センチメートル

5.534センチメートル

2.986センチメートル

11.43センチメートル

11.43センチメートル

第 6 号様式  
( 1 枚目 )

この領収済通知書は、直接機械に読み込ませないので、汚したり折り曲げたりしないで大切に取扱ってください。

**公 納付書(払込書)兼領収済通知書**

名称  主管課名

所属(住所)

様式コード **21** 氏名  様

摘要

加入者名 北九州市会計管理者

口座番号 **01720-3-960436**

年度  区別

下記のとおり納付(払込)します。

1 業務	3 区	5 年度(西暦)	7 当初測定所属(短縮コード)	13 測定番号

右のとおり領収したので通知します。

領収日付印

北九州市保管

指定納付期限  
年 月 日

19 会計

29 納付額

取りまとめ店  
(郵便番号 812-8090) 北九州市  
福岡野分事務センター

¥マーク不要

文字見本

0	5
1	6
2	7
3	8
4	9

← 1.2 センチメートル

12.5 センチメートル

↑ 11.43 センチメートル  
↓

( 2 枚目 )

← 1.2 センチメートル

12.5 センチメートル

↑ 11.43 センチメートル  
↓

(3枚目)

(公) 原 符		加入者名	北九州市会計管理者			
名称	主管課名	口座番号	01720 - 3 - 960436			
所属 (住所)		氏名				
氏名						
摘要		年度	区別			
業 務	区	年度(西暦)	当初調定所属(短縮コード)	調定番号		
金融機関/収納店控 領収日付印 指定納付期限 年 月 日		会 計				
		納付額		百万		千

12.5 センチメートル

11.43 センチメートル

(4枚目)

(公) 領 収 書		加入者名	北九州市会計管理者			
名称	主管課名	口座番号	01720 - 3 - 960436			
所属 (住所)		氏名				
氏名						
摘要		年度	区別			
業 務	区	年度(西暦)	当初調定所属(短縮コード)	調定番号		
納付(払込)者保管 領収日付印 指定納付期限 年 月 日		会 計				
		納付額		百万		千

12.5 センチメートル

11.43 センチメートル

第7号様式  
(1枚目)

**北九州市出納職員総括払込書**

出納員・分任出納員  
区出納員・区分任出納員

収納日 年 月 日 TEL

領収済通知書								枚
納付額	百万	千						円

領収日付印

収納店保管

12.5センチメートル

11.43センチメートル

(2枚目)

**北九州市出納職員総括払込領収書**

出納員・分任出納員  
区出納員・区分任出納員

収納日 年 月 日 TEL

領収済通知書								枚
納付額	百万	千						円

領収日付印

払込課保管

検印

12.5センチメートル

11.43センチメートル

第 8 号様式

表紙

<b>現金領収帳</b>		
第 号		
使用検印		
係長	課長(区)出納員	
交付		
年 月 日		
使用済検印		
係長	課長(区)出納員	
返付		
年 月 日		
使用済		枚
書損		枚
未使用		枚
合計		枚
局 区 課		領収書使用の職印
北九州市( 区) 出納員 分任出納員		

(日本産業規格 B 7 )

裏面

※ 注 意

- 1 領収書(控)は抜き差しをしてはならない。
- 2 合計金額の頭部には¥を記入し、金額の訂正はしてはならない。
- 3 書き損じた場合は、領収書及び領収書(控)ともに綴返のまま斜線を引き抹消捺印し、そのまま保存すること。

別紙（1枚目）

No.	
年度 ○	区別 ○
A 領収書	
会計別 一般( )	
款	項 目 節
住 所	
氏 名 様	
収 入 番 号	摘 要
内	百万 千 円
訳	
収 入 金 額	
上記金額を領収しました。	
納入者保管	領 収 印
年 月 日 北九州市(区) 出 納 員 分任出納員	
収入主管課名( )※(区)出納員又は(区)分任出納員の検印のないものは無効です。 この領収書は5年間保存してください。	

(日本産業規格 B 7)

別紙（2枚目）

No.	
年度 ○	検印 区別 ○
B 領収書(控)	
会計別 一般( )	
款	項 目 節
住 所	
氏 名 納	
収 入 番 号	摘 要
内	百万 千 円
訳	
収 入 金 額	
上記金額を領収しました。	
出納職員保管	北九州市(区)会計管理者様
年 月 日 北九州市(区) 出 納 員 分任出納員	
歳入主管課名( )	
払込状況(払込書1枚につき最後の領収書(控)1枚に記入) 年 月 日 円 領収書 枚分(No. ~ )	

(日本産業規格 B 7)

第 9 号様式

## 還付通知書

起案者				
起案日				

還付額			
執行所属 予算所属			年度 納付番号 還付番号 支出区分 支払方法 窓口払区分 収納方法
会計 予算区分 歳入番号			
款 項 目 節 細節 細々節			

摘要	
----	--

郵便番号		
住所		
名称		

年      月      日    納入の上記金額は、過誤納につき還付します。
北九州市長

(日本産業規格 A 4)



第 1 2 号様式

年度 **請求書 兼 領収書 (用品用)**

請求書番号

<p>請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北九州市長 様 下記請求金額を請求します。</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">○</p>	<p>領収書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北九州市(区)会計管理者 様 下記支払金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">収入印紙</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">○</p>
<b>請求金額</b>	
<b>件 名</b>	
備考	

支払通知印	支払処理済印
-------	--------

(日本産業規格 A 4)





第 1 5 号様式

概 算 払 精 算 書	
北九州市長	様
	年 月 日
件 名	.....
概算払受領額 A	.....円
精算額合計 B	.....円
差引額(A-B)	.....円
上記のとおり精算します。(証拠書類別紙)	
概算払受領者	
住 所	.....
氏 名	.....

(日本産業規格 A 4)



第 1 7 号様式

領 収 書

北九州市資金前渡者

様

下記のとおり領収しました。

領収 月 日	件 名	住 所 (補職名)	氏 名	領収印	金 額				税 額
					千	百	十	円	
領収書人件費用					計				

(日本産業規格 A 4)

第 18 号様式

## 戻入書

様

業務	市区	戻入番号	子	会	款	項	目	事業	節	細節

戻入金額 円

主管課：

---

Ⓞ

### 戻入書 (領収済通知書)

北九州市(区)会計管理者 様 下記のとおり戻入します。

加入者	北九州市会計管理者	口座番号	01720-3-960436	戻入金額	円
業務	市区	予算区分	会計	款	項
様式コード	12	戻入番号			

様

様

理由

主管課：

北九州市保管  
 取りまとめ店 (博多西口駅ATM) のりこ銀行 福岡中央支店センター

Ⓞ

### 原符

口座番号	01720-3-960436
加入者名	北九州市会計管理者

様

戻入番号	業務	会	計	戻入金額	円

主管課：

北九州市保管  
 取りまとめ店 (博多西口駅ATM) のりこ銀行 福岡中央支店センター

Ⓞ

### 戻入領収書

戻入番号	業務	会	計	戻入金額	円

主管課：

12.5センチメートル
5.534センチメートル
2.966センチメートル

11.43センチメートル

11.43センチメートル

切り取らないで郵便局・金融機関にお届けください。

この領収書は大切に保管してください。  
収入印紙不要 納付者保管

第 1 9 号様式

係	係 長	区会計管理者 (会計室次長)	<p>改 印 届 北九州市長 様</p> <p>私が請求書に使用した印鑑は、</p> <p style="text-align: center;">〔○で囲む。〕 紛失・盗難・磨滅</p> <p>により使用できなくなったため、</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">新 印</div> <p>に改めたのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>届出人 <u>住所</u> _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※届出人は、太枠内に記入し、押印してください。</p>
支出命令権者証明欄			
<p>北九州市会計規則第51条第2項の規定に基づき右記事由に相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">証 明 印</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(ただし、届出人の印鑑証明書を添付したときは、証明印は、必要ありません。)</p>			
主 管 課 名	担 当 者 印		

(日本産業規格 A 5)

第 2 0 号様式

歳計外現金預入書兼払出領収書											
名称				主管課名							
住(居)所 (所在地)											
氏 名 (名 称)								分			
摘要											
業務		領 収 書								払出処理済印	
区		年 月 日								○	
-		下記の金額を領収しました。									
-		氏 名								払込検印	
-		(名称)									
-		納 付 額		百 万		千		円			
-		頭 に 円		-		-		-			
-		払込人								-	
-		北九州市(区)出納員									
-		(分任出納員)								-	
-		-----									
-		領収日付印								-	
-		○									
-		預入課保管								-	
-		-									

12.5センチメートル

11.43センチメートル

第 2 1 号様式

歳計外現金預入領収書									
名称					主管課名				
住(居)所 (所在地)									
氏 名 (名 称)									様
摘要									
業務	区	年度	主管課(当初調定所属)			収入(調定)番号			
			会 計						
			納 付 額 頭 に ￥						
上記の金額を領収しました。 年 月 日 領収日付印									
北九州市(区)出納員 (分任出納員)									
-----									

預入課保管

11.43センチメートル

12.5センチメートル

第 2 2 号様式  
( 1 枚目 )

歳計外現金払込書兼預入通知書									
名称					主管課名				
住(居)所 (所在地)									
氏 名 (名 称)									分
摘要									
様式 コード	20								
<sup>1</sup> 業務	<sup>3</sup> 区	<sup>4</sup> 年度	<sup>6</sup> 主管課(当初調定所属)			<sup>12</sup> 収入(調定)番号			
右のとおり領収したので 通知します。			<sup>19</sup> 会 計						
			<sup>29</sup> 納付額						
領収日付印									
¥マーク不要									

北九州市保管

11.43センチメートル

12.5センチメートル

(2枚目)

業務		区	年度	主管課(当初測定所属)			収入(測定)番号		

  

領収日付印	会 計								
	納 付 額	に	円	百	万	千	円		
	頭	に	円						

  

原 符	
名称	主管課名
住(居)所 (所在地)	
氏 名 (名 称) 分	
摘要	

  

取納店保管



11.43 センチメートル

12.5 センチメートル

## 歳計外現金払戻通知書

起案者			
起票日			

払出命令額			
所属			年度 払出命令番号
会計			納付番号
款 項			払出口 払出元番号
			支出区分 支払方法 窓口払区分

摘要			
----	--	--	--

郵便番号		振込先
住所 名称		

年	月	日	預入れの上記金額を払い戻します。
北九州市長			

年度 有価証券預り書

預入日  
年 月 日

財産番号

預入主管課			会計管理者預り印
預入者			
件名			
分類			

(単位：円)

名 称 償還期限	種類 記号No. 等	額面 (合計)
備考		

(日本産業規格 A 4)

年度 有価証券受領書

表記の有価証券を受領しました。

受出日 年 月 日

北九州市会計管理者 様

受領者	住所(補職名)	
	氏名	
	分類	
	財産番号	

(単位：円)

名称 償還期限	種類 記号No. 等	額面(合計)
備考		

(日本産業規格 A 4)

第 2 6 号様式

記号番号 No.	要整理												
有価証券預入書兼払出受領書													
下記の有価証券を預け入れました。	検印 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">担当者</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">係長</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">課長</td> </tr> </table>	担当者	係長	課長									
担当者	係長	課長											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">住所 (所在地) .....</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">年月日</td> </tr> <tr> <td>氏名 (名称) .....</td> <td></td> </tr> </table> ただし		住所 (所在地) .....	年月日	氏名 (名称) .....									
住所 (所在地) .....	年月日												
氏名 (名称) .....													
受領書 上記有価証券を受領しました。													
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">種 類</td> <td style="width: 20%;">記号 No.</td> <td style="width: 40%;">額 面</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		種 類	記号 No.	額 面			円						
種 類	記号 No.	額 面											
		円											
年月日 氏名 (名称)													

(日本産業規格 B 7)

第 2 7 号様式

有価証券受領書													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">主管課名 課</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>		主管課名 課											
主管課名 課													
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">住所 (所在地) .....</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">年月日</td> </tr> <tr> <td>氏名 (名称) .....</td> <td></td> </tr> </table> ただし		住所 (所在地) .....	年月日	氏名 (名称) .....									
住所 (所在地) .....	年月日												
氏名 (名称) .....													
受領書 上記有価証券を受領しました。													
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">種 類</td> <td style="width: 20%;">記号 No.</td> <td style="width: 40%;">額 面</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		種 類	記号 No.	額 面			円						
種 類	記号 No.	額 面											
		円											
北九州市 (区)出納員(分任出納員)													

(日本産業規格 B 7)

第 28 号様式

(表面)

局第 号 区
出 納 職 員 証
局 部 課 区
北九州市 _____
職名
氏名
上記の者は北九州市(区)出納員 (区)分任出納員であることを証 明する。
年 月 日
北九州市長 <input type="checkbox"/>

5.6 センチメートル

8.8 センチメートル

(裏面)

- 1 本証は、現金の出納事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があった場合には、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 出納職員を免じられた場合は、直ちに発行者に返付しなければならない。
- 5 本証の有効期限は 年 月 日までとする。

第 29 号様式

郵便はがき

			—				
--	--	--	---	--	--	--	--

  

住所

  

氏名

様

  

隔地払通知書

下記金融機関に送金したので通知します。

北九州市会計管理者

年 月 日

振込先金融機関	銀行											
	金庫											
	組合											
	支店											
金額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 20px; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 20px; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 20px; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 20px; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 20px; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 20px; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">千</td> <td style="width: 20px; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 20px; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 20px; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 20px; text-align: center;">円</td> </tr> </table>				百万			千				円
			百万			千				円		
預金種目 (○で囲む) 普通・当座	口座番号											
請求金内容												

局部課名

電話番号

15.2 センチメートル

10 センチメートル

第 3 0 号様式

領		収
北九州市(区)出納員		課
領収年月日		
	(領収内訳)	
	(領収金額)	
	(領収番号)	

※ 備考

この様式により難しいものは、これに準じた様式を用いることができる。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第18号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

北九州市立藍島保育所	午前8時から午後5時まで	(1) 日曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
北九州市立少年支援センター	午前8時30分から午後5時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

を

」

「

北九州市立藍島保育所	午前8時から午後5時まで	(1) 日曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
------------	--------------	--

に

」

改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 4 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 1 9 号

北九州市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

北九州市宅地造成等規制法施行細則（昭和 4 1 年北九州市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中「の規定による」を「に規定する」に改め、「の正本及び副本」を削り、「建築確認申請書」の次に「又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省・国土交通省令第 6 号）第 6 4 条第 1 項に規定する畜舎建築利用計画の認定申請書若しくは同令第 7 2 条第 1 項に規定する畜舎建築利用計画の変更認定申請書」を加え、同条第 2 項中「適合証明書の」を「前項の書面の」に、「前項の適合証明書交付申請書の副本の証明欄に所要の記載をしたもの」を「適合証明書（第 1 2 号様式）」に改める

。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「㊟」を削る。

第 5 号様式中「㊟」を削り、「係員印」を「係員氏名」に改める。

第 1 0 号様式正本中「㊟」を削り、「係員印」を「係員氏名」に改める。

第 1 1 号様式を次のように改める。

第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

適合証明書交付申請書

宅地造成等規制法施行規則第30条の規定により、次の建築計画が宅地造成等規制法第 条第 項の規定に適合していることを証する書面の交付を申請します。  年 月 日  北九州市長 様  住 所 建築主 氏 名 電話番号		※手数料欄				
建築計画の概要	区域区分	<input type="checkbox"/> 宅地造成工事規制区域 <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域				
	建築種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他( )				
	地名地番	北九州市 区		地 目		
	敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
	主要用途					
	添付図書	建築確認申請書又は畜舎建築利用計画の（変更）認定申請書の正本、図面〔付近見取図、配置図(外壁後退の距離を記入)、平面図、立面図〕、現況写真その他市長が証明に必要と認める図書を添付してください。				
該 当 条 項	宅地造成等規制法 <input type="checkbox"/> 第8条第1項 <input type="checkbox"/> 第12条第1項					
※受付番号	年 月 日 第 号					
※証明番号	年 月 日 第 号					
※備 考						
(注意) 1 <input type="checkbox"/> 印のある欄は、該当するものに「レ」印を付けてください。 2 ※印のある欄は、記入しないでください。 3 建築主が法人の場合は、その法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。						

(日本産業規格A4)

第 1 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第12号様式（第10条関係）

適合証明書

次の建築計画については、宅地造成等規制法第 条第 項の規定に適合していることを証明します。						
年 月 日						
様						
北九州市長 <span style="float: right;">印</span>						
証明番号		第 号				
建築計画の概要	区域区分	<input type="checkbox"/> 宅地造成工事規制区域 <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域				
	建築種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他( )				
	地名地番	北九州市 区		地目		
	敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
	主要用途					
該当条項	宅地造成等規制法 <input type="checkbox"/> 第8条第1項 <input type="checkbox"/> 第12条第1項					
備考						

(日本産業規格A4)

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第20号

北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則

(北九州市副市長事務分担規則の一部改正)

第1条 北九州市副市長事務分担規則(昭和42年北九州市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条 今永博副市長の項中「今永博副市長」を「西田幸生副市長」に改める。

(北九州市長代理順序規則の一部改正)

第2条 北九州市長代理順序規則(昭和42年北九州市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「今 永 博」を「西 田 幸 生」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第21号

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則  
(北九州市事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第1条 デジタル市役所推進室 デジタル市役所推進課の項中 「業務改革・高度化係」を「システム運用係」に改め、同条企画調整局の項中 「政策部係」を「情報セキュリティ係」に改め、同条企画調整局政策部企画課の項中 「総務調整部」を「総務課」に改め、同条企画調整局政策部企画課の項中 「企画係」を「政策調整係」に改め、同条企画調整局政策部政策調整課の項を次のように改める。

都市マネジメント政策課

都市マネジメント政策係

第1条 企画調整局政策部世界遺産課の項を削り、同条企画調整局SDGs推進室の項を次のように改める。

地方創生SDGs推進部

企画課

企画係

第1条 企画調整局地方創生推進室の項及び同条企画調整局都市マネジメント政策部の項を削り、同条総務局人事部給与課の項中 「職員係」を「労務・安全衛生係」に改め、「安全衛生係」を削り、同条財政局債権管理室の項を次のように改める。

債権管理室

企画管理課

企画管理係

東部料金納付課

納付第一係

納付第二係

納付第三係

西部料金納付課

納付第一係

納付第二係

第1条市民文化スポーツ局東アジア文化都市推進室の項、同条市民文化スポーツ局世界体操・新体操選手権推進室の項、同条保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課の項、同条保健福祉局総務部精神保健福祉センターの項、同条保健福祉局総務部認知症支援・介護予防センターの項及び同条保健福祉局総務部難病相談支援センターの項を削り、同条保健福祉局総務部の項の次に次のように加える。

技術支援部

地域リハビリテーション推進課

管理係

障害者福祉係

障害認定係

リハビリテーション推進係

精神保健福祉センター

管理係

技術支援係

いのちとこころの支援係

認知症支援・介護予防センター

情報・調整係

認知症対策推進係

地域活動推進係

難病相談支援センター

企画調整係

第1条保健福祉局障害福祉部障害者支援課の項中「地域移行・相談支援係」を「事業者支援係」に改め、同条保健福祉局障害福祉部の項中「精神保健福祉課」を「精神保健・地域移行推進課」に改め、同条保健福祉局保健衛生部医務薬務課の項、同条保健福祉局保健衛生部保健予防課の項、同条保健福祉局保健衛生部東部生活衛生課の項及び同条保健福祉局保健衛生部西部生活衛生課の項を削り、同条産業経済局総務政策部総務課の項の次に次のように加える。

産業政策課

産業政策係

第1条産業経済局緊急経済対策室の項を削り、同条産業経済局の項中「雇用・生産性改革推進部」を「地域経済振興部」に改め、同条産業経済局雇用

・生産性改革推進部中小企業振興課の項の次に次のように加える。

商業・サービス産業政策課

商業振興係

サービス産業政策係

次世代産業推進課

次世代産業係

第1条産業経済局観光部門司港レトロ課の項の次に次のように加える。

M I C E 推進課

M I C E 推進係

都心集客係

第1条産業経済局商業・M I C E 推進部の項を削り、同条産業経済局企業

「企画係

立地支援部企業立地支援課の項中「立地係」を「企画係」に改め、同条産業経済局産業イノベーション推進室の項を削り、同条建設局総務用地部用地課の項に次のように加える。

用地係

第1条建設局公園緑地部緑政課の項中「みどり・公園活性化係」を「公園活用推進係」に改め、同条建設局公園緑地部みどり・公園整備課の項の次に次のように加える。

みどりの愛護のつどい推進室

第1条建築都市局指導部建築指導課の項中「指導係」を「指導係」に改め、同条建築都市局指導部監察指導課の項を削り、同条建築都市局都市再生推進部都市再生企画課の項中「企画係」を「企画第一係」に改め、同条建築都市局都市再生推進部の項中「都市再生整備課」を「事業推進課」に改め、同条建築都市局都市再生推進部都市再生整備課の項中「事業第二係」を「事業第三係」に改め、同条建築都市局都市再生推進部まちなか再生支援課の項を次のように改める。

空き家活用推進課

調整係

ストック活用係

## 空き家対策係

第1条建築都市局住宅部空き家活用推進室の項を削り、同条建築都市局住宅部住宅管理課の項中「計画保全係」「訴訟係」を「住宅計画保全係」「住宅ストック活用係」に改め、同条建築都市局住宅部住宅整備課の項中「用地活用係」を「移転計画係」に改め、「住宅改善係」を削る。

第2条会計室の項中「企画管理係」を「管理指導係」「出納係」に改め、「審査指導第四係」を削る。

第3条デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課庶務係の項第3号を削り、同条デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課企画係の項に次の1号を加える。

(3) デジタル技術に係る職員の研修及び育成に関すること。

第3条デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課行政サービス改革係の項第2号を次のように改める。

(2) 庁内事務のデジタル技術導入に関すること。

第3条デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課行政サービス改革係の項に次の2号を加える。

(3) 官民データの利活用の促進に関すること。

(4) 行政サービスのデジタル化の普及啓発に関すること。

第3条デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課業務改革・高度化係の項を削り、同条デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課の項に次のように加える。

## 情報セキュリティ係

(1) 情報セキュリティの確保に関すること。

(2) 社会保障・税番号制度の推進に関すること。

(3) 電子計算機を使用する業務システムの開発、維持及び調整に関すること（他局の所管に属するものを除く。）。

第3条技術監理局技術部技術企画課企画係の項に次の1号を加える。

(4) 公共工事に係るデジタル・トランスフォーメーションの推進に関すること。

第3条企画調整局の項中「政策部」「総務調整部」を「総務課」に改め、同条企画調整局政策部企画課庶務係の項中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし

、第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 公立大学法人北九州市立大学に関する事。
- (6) 公立大学法人北九州市立大学評価委員会に関する事。
- (7) 市内の大学等の支援に関する事。

第3条企画調整局政策部企画課の項中「企画係」を「政策調整係」に改め、同条企画調整局政策部企画課企画係の項第1号中「政策形成」を「政策調整」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 国及び県に対する重要事項の調整に関する事。

第3条企画調整局政策部企画課企画係の項第6号から第8号までを次のように改める。

- (6) 広域行政に関する事。
- (7) 世界遺産の保全に関する事。
- (8) 世界遺産を活用した地域振興に関する事。

第3条企画調整局政策部政策調整課の項を次のように改める。

都市マネジメント政策課

都市マネジメント政策係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 公共施設マネジメントの総括に関する事。
- (3) 公共施設マネジメントに係る企画、調査、研究及び調整に関する事。
- (4) 公共事業評価に関する事。

第3条企画調整局政策部世界遺産課の項及び同条企画調整局SDGs推進  
「地方創生SD  
室の項を削り、同条企画調整局の項中「地方創生推進室」を 企画課  
企画係

G s 推進部

に改め、同条企画調整局地方創生推進室の項第1号中「室」を  
」

「部、課」に改め、同項第5号を同項第8号とし、同項第4号中「地方創生」の次に「及びSDGs」を加え、同号を同項第7号とし、同項第3号中「地方創生」の次に「及びSDGs」を加え、同号を同項第6号とし、同項第2号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) SDGs 未来都市の推進に関する事。

第3条企画調整局地方創生推進室の項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 市の政策形成に関する事。

(3) 長期総合計画の策定及び進行管理に関すること。

第3条企画調整局都市マネジメント政策部の項を削り、同条企画調整局国際部国際政策課多文化共生係の項第3号中「市ホームページ」を「情報提供」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 外国人向けのやさしい日本語の活用促進に関すること。

第3条総務局人事部給与課の項中「職員係」を「労務・安全衛生係」に改め、同条総務局人事部給与課職員係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項に次の4号を加える。

(8) 職員の安全管理及び衛生管理に関すること。

(9) 職員の健康診断の実施に関すること。

(10) 公務災害補償等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(11) 地方公務員災害補償基金支部に関すること。

第3条総務局人事部給与課安全衛生係の項を削り、同条財政局債権管理室の項を次のように改める。

債権管理室

企画管理課

企画管理係

(1) 室の庶務に関すること。

(2) 税外債権の回収に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。

(3) 市債権の回収対策及び管理の総括に関すること。

(4) 税外債権の回収に係る財産等の調査に関すること。

東部料金納付課

西部料金納付課

納付第一係

納付第二係

納付第三係（東部料金納付課に限る。）

(1) 課の庶務に関すること（納付第一係に限る。）。

(2) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育料並びにこれらに付随する延滞金等の徴収に関すること（滞納整理に関するものに限る。）。

(3) 財産の差押えに関すること（前号の徴収に関するものに限る。次号から第7号までにおいて同じ。）。

(4) 交付要求に関すること。

- (5) 差押財産の換価及び換価代金等の配当に関すること。
- (6) 徴収の猶予に関すること。
- (7) 徴収の嘱託及び受託に関すること。

第3条市民文化スポーツ局地域・人づくり部生涯学習課生涯学習係の項第2号中「管理及び」を削り、同条市民文化スポーツ局東アジア文化都市推進室の項、同条市民文化スポーツ局世界体操・新体操選手権推進室の項、同条保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課の項、同条保健福祉局総務部精神保健福祉センターの項、同条保健福祉局総務部認知症支援・介護予防センターの項及び同条保健福祉局総務部難病相談支援センターの項を削り、同条保健福祉局総務部の項の次に次のように加える。

#### 技術支援部

##### 地域リハビリテーション推進課

##### 管理係

- (1) 総合保健福祉センター、部、課の庶務に関すること。
- (2) 総合保健福祉センターの施設の維持管理に関すること。
- (3) 総合保健福祉センター内事務の連絡調整に関すること。
- (4) 総合保健福祉センター付属駐車場の運営に関すること。
- (5) 使用料の収納に関すること。
- (6) 保健技術者の研修及び育成（市の職員に係るものに限る。）に関すること。

##### 障害者福祉係

- (1) 心身障害者の更生、援護等の相談に関すること。
- (2) 心身障害者の医学的、心理学的及び職能的検査、診断及び判定並びにこれらに基づく必要な指導に関すること。
- (3) 心身障害者巡回相談に関すること。
- (4) 身体障害者福祉業務についての調査及び研究に関すること。
- (5) 身体障害者の自立支援医療（更生医療に限る。）の要否の判定に関すること。
- (6) 戦傷病者の更生医療の要否の判定に関すること。
- (7) 身体障害者及び戦傷病者の補装具の要否、処方及び適合判定に関すること。
- (8) 言語機能回復訓練事業に関すること。
- (9) 中途視覚障害者緊急生活訓練事業に関すること。
- (10) 介護実習・普及センター（福祉用具プラザ北九州）に

関すること。

(11) 関係職員の専門技術研修及び育成に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、北九州市立障害福祉センターに関すること。

#### 障害認定係

(1) 北九州市介護給付費等の支給に関する審査会の管理運営等に関すること。

(2) 障害支援区分の審査判定等（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(3) 障害支援区分等に係る認定調査に関すること。

#### リハビリテーション推進係

(1) 地域リハビリテーションの推進に関すること。

(2) 区リハビリテーション連絡協議会に関すること。

#### 精神保健福祉センター

##### 管理係

(1) センターの庶務に関すること。

(2) 使用料及び手数料の収納に関すること。

(3) 薬品の購入並びに1件30万円以下の医療用機器材の購入、修繕等の契約及び検収に関すること。

(4) 精神医療審査会に関すること。

(5) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療に限る。）に関すること。

##### 技術支援係

(1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する普及啓発及び調査研究に関すること。

(2) 関係諸機関に対する技術支援及び教育研修に関すること。

(3) 精神障害者の社会復帰に必要な相談、指導等に関すること。

(4) ひきこもり地域支援センターに関すること。

##### いのちとこころの支援係

(1) いのちとこころの支援センターに関すること。

#### 認知症支援・介護予防センター

##### 情報・調整係

(1) センターの庶務に関すること。

(2) 認知症支援及び介護予防に係る情報収集及び発信に関する  
こと。

(3) 健康づくり（他課の所管に属するものを除く。）に関する  
こと。

#### 認知症対策推進係

(1) 認知症対策の企画、調査等に関すること。

(2) 認知症支援に関すること。

#### 地域活動推進係

(1) 介護予防の総括に関すること。

(2) 介護予防の企画、調査等に関すること。

(3) 介護予防に係る人材育成、交流及び地域活動支援に関する  
こと。

(4) 介護予防・生活支援サービス事業（短期集中予防サービ  
スに限る。）に関すること。

#### 難病相談支援センター

##### 企画調整係

(1) センターの庶務に関すること。

(2) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法  
律第50号）に基づく特定医療費の支給に関すること。

(3) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業に関すること。

(4) その他難病患者等の支援に関すること。

(5) 疾病対策に関すること。

第3条保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課地域福祉推進係の項に次の1  
号を加える。

(11) 孤独・孤立対策に関すること（他課の所管に属するも  
のを除く。）。

第3条保健福祉局地域福祉部介護保険課保険係の項第2号中「こと」の次  
に「（他局の所管に属するものを除く。）」を加え、同条保健福祉局障害福  
祉部障害者支援課の項中「地域移行・相談支援係」を「事業者支援係」に改  
め、同条保健福祉局障害福祉部障害者支援課地域移行・相談支援係の項第2  
号を次のように改める。

(2) 障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等の育  
成支援に関すること。

第3条保健福祉局障害福祉部障害者支援課地域移行・相談支援係の項中第  
5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の

1号を加える。

(3) 介護給付費等の審査に関すること。

第3条保健福祉局障害福祉部の項中「精神保健福祉課」を「精神保健・地域移行推進課」に改め、同条障害福祉部精神保健福祉課事業調整系の項第6号を次のように改める。

(6) 障害者の地域生活移行に関すること。

第3条保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課事業調整系の項に次の1号を加える。

(7) 北九州市障害者自立支援協議会に関すること。

第3条保健福祉局健康医療部保険年金課保険系の項第1号中「保険料」の次に「(他局の所管に属するものを除く。)」を加え、「保健施設」を「保健事業」に改め、同項第2号中「こと(」の次に「他局及び」を加え、同条保健福祉局健康医療部健康推進課健康づくり推進系の項に次の1号を加える。

(9) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関すること。

第3条保健福祉局健康医療部健康推進課検診系の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条保健福祉局保健衛生部医務薬務課の項、同条保健福祉局保健衛生部保健予防課の項及び同条保健福祉局保健衛生部東部生活衛生課の項を削り、同条子ども家庭局子ども家庭部総務企画課庶務系の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 子育てふれあい交流プラザの運営に関すること。

(6) 子どもの館の運営に関すること。

第3条子ども家庭局子ども家庭部総務企画課企画系の項中第4号及び第5号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 局の予算及び決算に関すること。

第3条子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課新制度推進系の項第4号中「こと」の次に「(他局の所管に属するものを除く。)」を加え、同条子ども家庭局子育て支援部子育て支援課家庭支援系の項に次の1号を加える。

(7) 児童委員に関すること。

第3条子ども家庭局子育て支援部子育て支援課子ども支援系の項第1号中

「健全育成及び児童福祉思想の普及」を「社会的養護」に改め、同項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、同条子ども家庭局子育て支援部子育て支援課母子保健係の項に次の1号を加える。

(2) 児童虐待防止に係る周知、啓発等に関すること。

第3条環境局グリーン成長推進部グリーン成長推進課グリーン成長政策係の項第3号中「脱炭素型の生活及び行動の」を「地球温暖化対策に関する」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) その他グリーン成長の推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第3条環境局グリーン成長推進部グリーン成長推進課水素戦略係の項第2号を次のように改める。

(2) 電動車の普及に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第3条環境局環境監視部環境監視課 大気騒音第一係  
大気騒音第二係 の項第8号及び第9号並びに同条環境局環境監視部環境監視課水質土壌係の項第6号及び第7号中「大気」の次に「、騒音、振動及び悪臭」を加え、同条環境局循環社会推進部施設課施設第一係の項第2号中「環境事務所」を「環境センター」に改め、同条産業経済局総務政策部の項に次のように加える。

産業政策課

産業政策係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 緊急経済対策（他局の所管に属するものを除く。次号において同じ。）の企画及び総括に関すること。

(3) 緊急経済対策に関する情報の収集及び関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 産業振興政策の総括に関すること。

(5) 産業振興政策に関する企画及び調査に関すること。

(6) 地域経済に関する調査及び研究に関すること。

(7) 特定分野に属さない産業政策の調整に関すること。

第3条産業経済局緊急経済対策室の項を削り、同条産業経済局の項中「雇用・生産性改革推進部」を「地域経済振興部」に改め、同条産業経済局雇用・生産性改革推進部雇用政策課雇用対策係の項第8号を削り、同項第9号を同項第8号に改め、同条産業経済局雇用・生産性改革推進部の項に次のように加える。

## 商業・サービス産業政策課

### 商業振興係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 商店街の振興に関する事。
- (3) 商業振興に関する企画及び調査に関する事。
- (4) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関する事。
- (5) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に関する事。
- (6) 関係団体との連絡調整に関する事。

### サービス産業政策係

- (1) サービス産業の振興に関する事。
- (2) サービス産業の振興に係る関係部局との連絡調整に関する事。
- (3) 食品ビジネスの振興に関する事。

## 次世代産業推進課

### 次世代産業係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 産学連携及び学術振興の総括に関する事。
- (3) 共同研究及び技術開発の支援に関する事。
- (4) 技術移転の推進に関する事。
- (5) 北九州学術研究都市の整備及び施設の管理運営に関する事。
- (6) 北九州産業学術推進機構に関する事。
- (7) 先端産業、ロボット産業等の振興に関する事。
- (8) 科学技術政策に関する企画及び調査に関する事。
- (9) その他次世代産業の創出及び振興に関する事。

第3条産業経済局観光部の項に次のように加える。

### MICE推進課

#### MICE推進係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) MICE戦略に関する事。
- (3) 北九州観光コンベンション協会に関する事。

#### 都心集客係

- (1) イベント戦略に関する事。

第3条産業経済局商業・MICE推進部の項を削り、同条産業経済局企業立地支援部企業立地支援課の項中「立地係」を「企画係」に改め、同条産業経済局企業立地支援部企業立地支援課立地係の項第3号中「助成金」の次に「（IT産業誘致係の所管に属するものを除く。）」を加え、同項第4号中「企業振興施策」を「企業立地施策」に改め、同項第6号を次のように改める。

- (6) 立地企業の支援及び連絡調整に関すること（IT産業誘致係の所管に属するものを除く。）。

第3条産業経済局企業立地支援部企業立地支援課立地係の項に次の2号を加える。

- (7) 企業立地施策に関する企画及び調査に関すること。

- (8) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に関すること。

第3条産業経済局企業立地支援部企業立地支援課企画係の項を次のように改める。

#### ものづくり産業誘致係

- (1) ものづくり産業の誘致に関すること。

第3条産業経済局企業立地支援部企業立地支援課の項に次のように加える。

#### IT産業誘致係

- (1) IT産業の誘致に関すること。

- (2) IT産業の企業立地に係る助成金に関すること。

- (3) IT産業の立地企業の人材確保支援に関すること。

第3条産業経済局産業イノベーション推進室の項を削り、同条産業経済局農林水産部鳥獣被害対策課イノシシ・サル対策係の項第2号中「実施」を「推進」に改め、同条建設局総務用地部用地管理課管理係の項第1号中「及び用地課」を削り、同条建設局総務用地部用地管理課補償係の項第1号中「土地区画整理事業等に関する」を「建築都市局の所管に属する」に改め、同条建設局総務用地部用地課の項を次のように改める。

#### 用地課

##### 用地係

- (1) 課の庶務に関すること。

- (2) 土地、工作物、物件その他の取得、移転及び借受け（建築都市局住宅部住宅整備課及び港湾空港局の所管に属するものを除く。）並びにこれらに伴う補償に関すること。

- (3) 前号の土地の取得に伴う補償物件等の調査に関すること

。第3条建設局公園緑地部公園管理課管理係の項第1号中「部内他課」の次に「、室」を加え、同条建設局公園緑地部緑政課の項中「みどり・公園活性化係」を「公園活用推進係」に改め、同条建設局公園緑地部の項に次のように加える。

みどりの愛護のつどい推進室

(1) 全国「みどりの愛護」のつどいに関する事。

第3条建築都市局指導部建築指導課の項に次のように加える。

建築法規係

(1) 違反建築物の是正指導に関する事。

(2) 既存不適格建築物の改修計画認定に係る是正指導に関する事。

(3) 保安上危険な建築物又は衛生上有害な建築物の措置に関する事。

(4) 特殊建築物等の定期報告に関する事。

(5) 建築物の防災指導に関する事。

(6) 雑居ビル等の防災安全対策に関する事（他局の所管に属するものを除く。）。

(7) 建設工事に係る資材の再資源化に係る審査等に関する事。

第3条建築都市局指導部監察指導課の項を削り、同条建築都市局都市再生推進部都市再生企画課事業調整係の項に次の2号を加える。

(4) 都市再生整備計画の総括に関する事。

(5) 大規模未利用地（市有地に限る。）の活用に関する事（他局の所管に属するものを除く。）。

「企

第3条建築都市局都市再生推進部都市再生企画課の項中「企画係」を 企  
企

画第一係

画第二係 に改め、同項第1号中「（他課の所管に属するものを除く。）」

画第三係」

を「（市有地を除く。）」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 街なか拠点のまちづくりに係る調査、計画及び調整に関する事。

第3条建築都市局都市再生推進部都市再生企画課拠点開発係の項を削り、同条建築都市局都市再生推進部の項中「都市再生整備課」を「事業推進課」に改め、同条建築都市局都市再生推進部都市再生整備課管理係の項第2号及び第3号中「土地区画整理事業」の次に「、市街地再開発事業等」を加え、同項第4号中「評価員」の次に「並びに市街地再開発審査会及び審査員」を加え、同項第5号から第8号までの規定中「土地区画整理事業」の次に「、市街地再開発事業等」を加え、同項第9号中「組合等施行土地区画整理事業」を「組合等施行の土地区画整理事業、市街地再開発事業等」に改め、同項に次の1号を加える。

- (10) 公共施設に関するモデルプロジェクトの推進に関する  
こと。

第3条建築都市局都市再生推進部都市再生整備課の項に次のように加える

。

#### 事業第三係

- (1) 市街地における民間開発の誘導の事業支援に関する  
こと。
- (2) 市街地再開発事業等の事業支援に関する  
こと（管理係の所管に属するものを除く。）。
- (3) その他市街地整備の事業支援に関する  
こと。

第3条建築都市局都市再生推進部まちなか再生支援課の項を次のように改める。

#### 空き家活用推進課

##### 調整係

- (1) 課の庶務に関する  
こと。
- (2) 空き家等対策の総括に関する  
こと。
- (3) 空き家等の適正管理の促進に関する  
こと。
- (4) 狭あい道路拡幅整備事業の推進に関する  
こと（制度設計、予算、決算及び会計検査に係るものに  
限る。）。
- (5) 空き家等の流通の促進に関する  
こと。

##### ストック活用係

- (1) 複数の空き家を対象とした再整備の促進  
に関する  
こと。

##### 空き家対策係

- (1) 老朽空き家等の是正指導に関する  
こと。
- (2) 老朽空き家等の解体費の助成に関する  
こと。
- (3) 北九州市特定空家等対策審査会に関する  
こと。

第3条建築都市局住宅部空き家活用推進室の項及び同条建築都市局住宅部住宅管理課計画保全係の項を削り、同条建築都市局住宅部住宅管理課の項に次のように加える。

住宅計画保全係

- (1) 市営住宅及び共同施設並びに団地内敷地の管理に関すること。
- (2) 市営住宅の改善事業の計画、起工等に関すること。
- (3) 市営住宅の増改築及び模様替え等の承認に関すること。

住宅ストック活用係

- (1) 市営住宅（未利用地等を含む。）の用途廃止、活用及び処分に関すること。
- (2) 市営住宅の台帳管理に関すること。

第3条建築都市局住宅部住宅整備課事業調整係の項第3号を削り、同条建築都市局住宅部住宅整備課の項中「用地活用係」を「移転計画係」に改め、同条建築都市局住宅部住宅整備課用地活用係の項第1号を次のように改める。

- (1) 市営住宅整備の事業計画に関すること。

第3条建築都市局住宅部住宅整備課用地活用係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条建築都市局住宅部住宅整備課住宅改善係の項を削り、同条港湾空港局総務部クルーズ・交流課クルーズ誘致係の項第1号中「誘致」の次に「及び受入れ」を加える。

第4条会計室の項中「企画管理係」を「管理指導係」に改め、同条会計室企画管理係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを削り、第11号を第5号とし、第12号及び第13号を削り、第14号を第6号とし、第15号を第7号とし、第16号を第8号とし、第17号を削り、同項の次に次のように加える。

出納係

- (1) 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関すること。
- (2) 収入支出関係帳簿及び諸表の記入作成に関すること。
- (3) 収入支出証拠書の整理及び保管に関すること。
- (4) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (5) 小切手の振出しに関すること。
- (6) 支払に関すること。
- (7) 一時借入金に関すること。

- (8) 資金の計画及び運用に関すること。
- (9) その他収入支出に関すること。

第4条会計室の項中 「審査指導第一係  
審査指導第二係  
審査指導第三係  
審査指導第四係」 を 「審査指導第一係  
審査指導第二係  
審査指導第三係」 に改める。

第5条第4項中「神嶽川旦過地区整備室及び空き家活用推進室」を「みどりの愛護のつどい推進室及び神嶽川旦過地区整備室」に改め、同条中第8項及び第9項を削り、第10項を第8項とし、第11項を第9項とし、第12項及び第13項を削り、第14項を第10項とし、第15項を第11項とし、第16項を第12項とする。

第7条第1項中「神嶽川旦過地区整備室長及び空き家活用推進室長」を「みどりの愛護のつどい推進室長及び神嶽川旦過地区整備室長」に、「第8項」を「第5項」に改める。

第8条第4項中「神嶽川旦過地区整備室長及び空き家活用推進室長」を「みどりの愛護のつどい推進室長及び神嶽川旦過地区整備室長」に改め、同条第5項から第7項までを削り、同条第8項中「、アジア低炭素化センター担当課長」を削り、同項を同条第5項とする。

第9条中「、総合保健福祉センター担当部長、保健所担当部長及びアジア低炭素化センター担当部長」を削る。

第10条を削る。

第11条中「保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課」を「保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課」に、「保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課長」を「保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課長」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

(北九州市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第2条 北九州市区役所等事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条国保年金課保険係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所を除く。）の項第5号及び同条国保年金課保険料係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る。）の項第1号中「、還付及び滞納処分」を「（財政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課の所管に属するものを除く。）及び還付」に改め、同条保健福祉課子ども・家庭相談係の項中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第

4号の次に次の1号を加える。

(5) 保育料の決定、減免、徴収（財政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課の所管に属するものを除く。）及び還付に関すること。

第2条保健福祉課高齢者・障害者相談係の項第10号中「、保険料」を削り、同項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 介護保険の保険料の賦課、減免、徴収（財政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課の所管に属するものを除く。）及び還付に関すること。

（北九州市事業所事務分掌規則の一部改正）

第3条 北九州市事業所事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、埋蔵文化財センター」を削る。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（保健所）

第10条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の保健所は、保健福祉局保健所及び新型コロナウイルス感染症医療対策部感染症医療対策課をもって構成し、保健所長は、保健福祉局保健所長をもって充てる。

別表第1の市民文化スポーツ局の項中

「		を	「		に、	
	生涯学習総合センター			地域・人づくり部		
」			」			
「	北九州市小倉北区大門一丁目6番43号	第2類	を	北九州市小倉北区大門一丁目6番43号	第3類	
」			」			
「	文化部	北九州市立埋	「	文化	文化	北九州市立埋
」			」			

	蔵文化財センター	を	部	企画課	蔵文化財センター	に、
	北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館				北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館	

北九州市小倉 北区金田一丁目1番3号	第3類	を	北九州市小倉北 区金田一丁目1番3号	第4類	に

改め、同表の保健福祉局の項中

北九州市立 東部斎場	北九州市門司 区大字猿喰1 342番地の 8	第4類	場長	を
北九州市立 西部斎場	北九州市八幡 西区本城五丁 目6番1号	第4類	場長	

  

北九州市立 東部斎場	北九州市門司 区大字猿喰1 342番地の 8	第4類	場長	に、
---------------	---------------------------------	-----	----	----

  

	北九州市立食 肉センター	北九州市小倉 北区末広二丁 目3番7号	第3類	所長	を
--	-----------------	---------------------------	-----	----	---

	北九州市立食 肉センター	北九州市小倉 北区末広二丁 目3番7号	第3類	所長	に 」
保健所		北九州市小倉 北区馬借一丁 目7番1号	第2類	所長	

改め、同表の若松区役所の項中

北九州市立 若松コスモ ス保育所	北九州市若松 区浜町二丁目 10番13号	第4類	所長	を 」
北九州市立 畑保育所	北九州市若松 区大谷町3番 1号	第4類	所長	

北九州市立 若松コスモ ス保育所	北九州市若松 区浜町二丁目 10番13号	第4類	所長	に 」
------------------------	----------------------------	-----	----	--------

改める。

別表第2の生涯学習総合センターの項を次のように改める。

生涯学習総合センター

庶務係

- (1) 所及び生涯学習センターの庶務に関すること。
- (2) 所、生涯学習センター及び婦人会館の管理運営に関すること。
- (3) 所、八幡西生涯学習総合センター、生涯学習センター及び婦人会館の連絡調整に関すること。
- (4) 生涯学習の推進に係る調査研究に関すること。
- (5) 生涯学習情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 生涯学習に関する相談に関すること。

(7) 生涯学習に係る人材の育成に関すること。

(8) 生涯学習に関する指導及び助言に関すること。

別表第2の自然史・歴史博物館普及課の項中「庶務係」を「企画係」に改め、同表の自然史・歴史博物館普及課庶務係の項第2号中「管理運営」の次に「及び広報」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 特別展の総合調整に関すること。

別表第2の自然史・歴史博物館普及課の項中「普及係」を「教育普及係」に改め、同表の自然史・歴史博物館普及課普及係の項第1号中「博物館の広報」を「館の教育普及」に改め、「こと」の次に「(他課の所管に属するものを除く。)」を加え、同項第2号を削り、同表中「東部斎場  
西部斎場」を「東部斎場」に改め、同表の食肉センターの項の次に次のように加える。

#### 保健所

##### 医務薬務課

##### 医務係

- (1) 所、課の庶務に関すること。
- (2) 地域保健法第5条第1項の保健所の総括に関すること。
- (3) 医務に係る申請等の受付及び実地検査に関すること。
- (4) 診療所の許可に関すること。
- (5) 医療監視に関すること。
- (6) 医療安全相談コーナーの運営に関すること。
- (7) 医療安全の啓発に関すること。
- (8) 保健所運営協議会に関すること。
- (9) 使用料及び手数料の収納に関すること。
- (10) 地域保健に係る調査、研究及び啓発に関すること。
- (11) 人口動態調査その他保健関係の統計(国民健康・栄養調査を除く。)に関すること。
- (12) 保健技術者の研修及び育成(市の職員に係るものを除く。)に関すること。

##### 放射線係

- (1) 放射線検査に関すること。
- (2) 放射線施設に係る申請等の受付及び実地検査に関すること。  
。
- (3) 放射線施設に係る医療監視に関すること。

##### 薬務係

- (1) 薬務に係る申請等の受付に関する事。
- (2) 薬局の開設及び医薬品販売業等の許可及び監視指導に関する事。
- (3) 毒物劇物販売業に係る申請等の受付及び監視指導並びに登録に関する事。
- (4) 薬物乱用防止等啓発事業に関する事。

#### 保健予防課

##### 予防係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 予防接種に関する事。
- (3) 感染症（新型コロナウイルス感染症を除く。）の予防及び医療に関する事。
- (4) 感染症診査協議会に関する事。
- (5) 感染症患者（新型コロナウイルス感染症患者を除く。）の移送に関する事。
- (6) 感染症（新型コロナウイルス感染症を除く。）の検査に関する事。

##### 感染症保健第一係

##### 感染症保健第二係

- (1) 感染症に係る保健予防活動に関する事（他課及び予防係の所管に属するものを除く。）。

##### 公害保健係

- (1) 公害に係る健康被害の補償に関する事。
- (2) 公害に係る健康被害の予防事業に関する事。

#### 東部生活衛生課

#### 西部生活衛生課

##### 環境衛生係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 使用料及び手数料の収納に関する事（西部生活衛生課に限る。）。
- (3) 医療従事者等の免許に係る申請等の受付及び交付に関する事。
- (4) 旅館、興行場、公衆浴場、墓地、化製場、温泉等に係る許可等及び衛生指導に関する事。
- (5) 理容所、美容所及びクリーニング所の施設の確認及び衛生

指導に關すること。

- (6) 特定建築物の衛生指導に關すること。
- (7) 専用水道の確認及び衛生指導に關すること。
- (8) 簡易専用水道、プール等の衛生指導に關すること。
- (9) 有害物質を含有する家庭用品の衛生指導に關すること。
- (10) 衛生害虫等に係る相談に關すること。
- (11) その他環境衛生に關すること。

食品衛生第一係

食品衛生第二係

- (1) 食品衛生に係る許可及び衛生指導に關すること（他係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 食品表示（保健事項を除く。）に關する指導、調査等に關すること。
- (3) 調理師、製菓衛生師及びふぐ処理に關すること。
- (4) 犬の登録及び予防注射の実施に關すること。
- (5) と畜場及び食鳥処理の事業の許可及び衛生指導に關すること。
- (6) 食品衛生協会その他関係団体の指導及び育成に關すること。

広域食品指導係（東部生活衛生課に限る。）

- (1) 大規模食品製造業及び集団給食施設の監視、指導及び調査に關すること。
- (2) 中央卸売市場及び公設地方卸売市場の食品関係営業施設等の監視及び指導に關すること。
- (3) 総合衛生管理製造過程に關する調査及び衛生指導に關すること。
- (4) 食品製造業等に關する調査研究及び技術研修に關すること。

相談第一係

相談第二係

別表第2の子ども総合センター相談第三係の項中第8号を削り、同項の次

相談第四係

に次のように加える。

児童虐待対策係

- (1) 児童虐待通告の受理に關すること。

(2) 児童虐待の防止等の調査、指導及び措置に関すること。

別表第2の子ども総合センターの項中「判定係」を「判定第一係  
判定第二係」に改め、同表の子ども総合センター判定係の項中第5号を削り、同表の  
東部農政事  
西部農政事  
務所  
農産係の項に次の1号を加える。  
務所

(5) 有害鳥獣被害対策の実施に関すること。

別表第2の新門司保育所（その他の各保育所共通）の項第4号中「所への入所に係る費用の徴収」を「保育料の収納」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
(北九州市公印規則の一部改正)
- 2 北九州市公印規則（昭和38年北九州市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の専用市印・専用市役所印の項中「保健所並びに地域リハビリテーション推進課、精神保健福祉センター、認知症支援・介護予防センター及び難病相談支援センター」を「技術支援部及び保健所」に改め、同項保管者の欄中「保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課長」を「保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課長」に改め、同項保管場所の欄中「保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課」を「保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課」に改め、同表の専用市長印の項中

「	税務専用 北九州市 長印	れい書	方2 4	6	税務部 における税務 事務用	財政局税務 部課税第一 課長	財政局税務 部課税第一 課長	を	」
---	--------------------	-----	---------	---	----------------------	----------------------	----------------------	---	---

「	税務専用 北九州市 長印	れい書	方2 4	6	税務部 における税務 事務用	財政局税務 部課税第一 課長	財政局税務 部課税第一 課長		」
---	--------------------	-----	---------	---	----------------------	----------------------	----------------------	--	---

債権管理 室専用北 九州市長 印		市長名 をもつ てする 東部料 金納付 課及び 西部料 金納付 課にお ける公 文書用	財政局債権 管理室東部 料金納付課 長及び西部 料金納付課 長	財政局債権 管理室東部 料金納付課 及び西部料 金納付課	に、
---------------------------	--	---	--	--	----

「保健所並びに地域リハビリテーション推進課、精神保健福祉センター、認知症支援・介護予防センター及び難病相談支援センター」を「技術支援部及び保健所」に改め、同項保管者の欄中「保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課長」を「保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課長」に、「保健福祉局保健衛生部東部生活衛生課長」を「保健所東部生活衛生課長」に、「産業経済局雇用・生産性改革推進部中小企業振興課長」を「産業経済局地域経済振興部中小企業振興課長」に改め、同項保管場所の欄中「保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課」を「保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課」に、「保健福祉局保健衛生部東部生活衛生課」を「保健所東部生活衛生課」に、「産業経済局雇用・生産性改革推進部中小企業振興課」を「産業経済局地域経済振興部中小企業振興課」に改め、同表の補助機関等の印の項保管者の欄中「保健福祉局保健衛生部医務薬務課長」を「保健福祉局保健所医務薬務課長」に、「保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課長」を「保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課長」に改め、同項保管場所の欄中「保健福祉局保健衛生部医務薬務課」を「保健福祉局保健所医務薬務課」に、「保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課」を「保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課」に改め、同表の補助機関等の専用印の項中「、督促状、催告状」を削る。

(北九州市会計規則の一部改正)

- 3 北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱

う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

政策部	企画課	企画課長
	政策調整課	政策調整課長
	世界遺産課	世界遺産課長
SDGs推進室		SDGs推進室次長
地方創生推進室		地方創生推進室次長
都市マネジメント政策部	都市マネジメント政策課	都市マネジメント政策課長

を

「

総務調整部	総務課	総務課長
	都市マネジメント政策課	都市マネジメント政策課長
地方創生SDGs推進部	企画課	企画課長

に、

「

債権管理室	債権管理室次長
-------	---------

を

「

債権管理室	企画管理課	企画管理課長
-------	-------	--------

に、

文化部	文化企画課	文化企画課長	を
	埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター 所長	
東アジア文化都市推進室		東アジア文化都市推 進室次長	」

文化部	文化企画課	文化企画課長	に、
-----	-------	--------	----

国際スポーツ大会推進室	国際スポーツ大会推 進室次長	を
世界体操・新体操選手権推進 室	世界体操・新体操選 手権推進室次長	

国際スポーツ大会推進室	国際スポーツ大会推 進室次長	に、
-------------	-------------------	----

保護課	を
地域リハビリテーシ ョン推進課	

保護課	に、
技術支 援部	

精神保健福祉課	精神保健福祉課長	を
---------	----------	---

精神保健・地域移行 推進課	精神保健・地域移行 推進課長	に、
------------------	-------------------	----

動物愛護センター	を
医務薬務課	

動物愛護センター	に、
保健所 医務薬務課	

総務政策部	総務課	総務課長	を
-------	-----	------	---

総務政策部	総務課	総務課長	に、
	産業政策課	産業政策課長	

緊急経済対策室		緊急経済対策室次長	を
雇用・ 生産性 改革推 進部	雇用政策課	雇用政策課長	

地域経	雇用政策課	雇用政策課長
-----	-------	--------

済振興 部			に、
----------	--	--	----

	中小企業振興課	中小企業振興課長	
観光部	観光課	観光課長	
商業・ M I C E 推進 部	商業・サービス産業 政策課	商業・サービス産業 政策課長	を
	M I C E 推進課	M I C E 推進課長	

	中小企業振興課	中小企業振興課長	
	商業・サービス産業 政策課	商業・サービス産業 政策課長	
	次世代産業推進課	次世代産業推進課長	に、
観光部	観光課	観光課長	
	M I C E 推進課	M I C E 推進課長	

	物流拠点推進室	物流拠点推進室次長	
	産業イノベーション推進室	産業イノベーション 推進室次長	を

	物流拠点推進室	物流拠点推進室次長	に、
--	---------	-----------	----

--	--	--

	みどり・公園整備課	みどり・公園整備課 長
--	-----------	----------------

を

	みどり・公園整備課	みどり・公園整備課 長
	みどりの愛護のつど い推進室	みどりの愛護のつど い推進室長

に、

建築指導課	建築指導課長
監察指導課	監察指導課長

を

建築指導課	建築指導課長
-------	--------

に、

都市再生整備課	都市再生整備課長
まちなか再生支援課	まちなか再生支援課 長
住宅計画課	住宅計画課長
空き家活用推進室	空き家活用推進室長

を

事業推進課	事業推進課長
空き家活用推進課	空き家活用推進課長
住宅計画課	住宅計画課長

に、

学校経営・教育指導課
生徒指導・教育相談課

を

学校教育課
生徒指導課

に

改める。

別表第2の小倉北区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

東部市 税事務 所	市民税課	市民税課長
	固定資産税課	固定資産税課長
	納税課	納税課長

を

債権管 理室	東部料金納付課	東部料金納付課長
東部市 税事務 所	市民税課	市民税課長
	固定資産税課	固定資産税課長
	納税課	納税課長
地域・ 人づく	生涯学習総合センター	生涯学習総合センター所長

に、

り部		
----	--	--

	警防課	
生涯学 習総合 センター	管理運営課	管理運営課長

を

	警防課	
--	-----	--

に、

庶務課	庶務課長	
-----	------	--

を

運営企画課	運営企画課長	
-------	--------	--

に

改め、同表の八幡西区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

西部市 税事務 所	市民税課	市民税課長
-----------------	------	-------

を

債権管 理室	西部料金納付課	西部料金納付課長
西部市 税事務 所	市民税課	市民税課長

に、

市民文化スポーツ局	地域・人づくり部	市民活動推進課	市民活動推進課長	を
-----------	----------	---------	----------	---

地域・人づくり部	市民活動推進課	市民活動推進課長	八幡西生涯学習総合センター	八幡西生涯学習総合センター所長	に、
	八幡西生涯学習総合センター	八幡西生涯学習総合センター所長			

保健福祉局	保健衛生部	西部生活衛生課	を
-------	-------	---------	---

保健所	西部生活衛生課	に、
-----	---------	----

教育センター	教育センター所長	を
八幡西生涯学習総合センター	八幡西生涯学習総合センター所長	

教育センター	教育センター所長	に
--------	----------	---

改める。

(北九州市職員衛生管理規則の一部改正)

- 4 北九州市職員衛生管理規則(昭和39年北九州市規則第94号)の一部を次のように改正する。

別表第1の企画調整局の所管に属する事業所の項中「企画調整局政策部長」を「企画調整局総務調整部長」に改める。

(北九州市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

- 5 北九州市国民健康保険条例施行規則(昭和43年北九州市規則第41号)

の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号ただし書中「及び特に困難であると市長が認めた」を「並びに財政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課の所管に属する」に改める。

第7条第1号中「市税事務所」を「財政局債権管理室東部料金納付課若しくは西部料金納付課」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「区長（第1条第1項第3号ただし書の場合にあつては、市長。次項、第11条第2項から第4項まで及び第12条第2項において同じ。）」を「市長」に改める。

第11条第2項各号列記以外の部分中「区長」を「市長」に改め、同条第3項本文中「前2項」を「第1項」に改め、同条第4項中「及び第2項」及び「減額、減免又は徴収猶予の」を削り、同条に次の1項を加える。

5 前2項の規定は、第2項の場合について準用する。この場合において、前2項中「区長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

第12条第2項中「区長」を「市長」に改める。

（勤務時間等の特例に関する規則の一部改正）

6 勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表の財政局の項を次のように改める。

財政局	債権管理室 東部料金納付課 西部料金納付課	一般事務員	A	午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。
			B	午前 10時 15分	午後 7時			
財政局	東部市税事務所 西部市税事務所	一般事務員	A	午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長

			B	午前 10 時1 5分	午後 7時	が定める	が行 う。
--	--	--	---	----------------------	----------	------	----------

別表の市民文化スポーツ局の項中

「

地域・人 づくり部	市民活動 推進課
生涯学習 総合セン ター	管理運営 課 八幡西生 涯学習総 合センタ ー

を

」

「

地域・人 づくり部	市民活動 推進課
	生涯学習 総合セン ター 八幡西生 涯学習総 合センタ ー

に

」

改め、同表の保健福祉局の保健衛生部の保健衛生課の項中

「東部斎場  
西部斎場」を「

東部斎場」に改め、同表の保健福祉局の項中

「

医務薬務 課 保健予防 課
------------------------

を

	東部生活 衛生課 西部生活 衛生課
--	----------------------------

保健所	医務薬務 課 保健予防 課 東部生活 衛生課 西部生活 衛生課
-----	--

に

改める。

(北九州市介護保険の実施に関する規則の一部改正)

- 7 北九州市介護保険の実施に関する規則（平成12年北九州市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項各号列記以外の部分中「市税事務所」を「財政局債権管理室東部料金納付課若しくは西部料金納付課」に改める。

(北九州市職員の安全衛生に関する委員会の設置等に関する規則の一部改正)

- 8 北九州市職員の安全衛生に関する委員会の設置等に関する規則（平成18年北九州市規則第109号）の一部を次のように改正する。

別表の総合保健福祉センター（北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号に所在する市の事務所をいう。）の項中「保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課」を「保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課」に改める。

(北九州市後期高齢者医療の実施に関する規則の一部改正)

- 9 北九州市後期高齢者医療の実施に関する規則（平成20年北九州市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び延滞金の賦課徴収」を「（財政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課の所管に属するものを除く。）」に改める。

第4条第1項本文中「含む。）」の次に「、財政局債権管理室東部料金納

付課若しくは西部料金納付課」を加える。

第5条第2項中「区長」を「市長」に改める。